

住宅宿泊事業届出書及び添付書類チェックリスト

区分	添付書類	確認欄
○住宅宿泊事業届出書 ※届出書の記入については、別添「住宅宿泊事業届出書（記入例）」を参考にしてください。		
○添付書類		
法 人 の 場 合	<p>届出法人 届出法人の「定款又は寄付行為」</p> <p>※外国法人の場合は、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもの（「商号」、「事業目的」、「役員数」、「任期」、「主たる営業所又は事業所の所在地」の記載のあるものに限る）</p> <p>届出法人の「<u>登記事項証明書</u>」</p> <p>※外国法人の場合は、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもの（「法人名」、「事業目的」、「代表者名」、「役員数」、「任期」、「主たる営業所又は事業所の所在地」の記載のあるものに限る）</p>	
届出法人 の役員	<p>役員の「<u>身分証明書</u>^{注1}」</p> <p>※外国籍の役員の場合は、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもの</p>	
個 人 の 場 合	<p>届出者及び法定代理人の「<u>身分証明書</u>^{注1}」</p> <p>※外国籍の場合は法人の場合と同じ</p> <p>法定代理人の「<u>登記事項証明書</u>」（届出者が未成年者であって、法定代理人が法人の場合に限る）</p> <p>※住基ネットにより届出者の実在が確認できない場合に限り、届出者及び法定代理人の「<u>住民票</u>」（通常は必要ありません。）</p>	
法 人 ・ 個 人 共 通 事 項	<p>届出住宅の「<u>登記事項証明書</u>」</p> <p>※所有者が死亡している場合は、相続関係書類や相続者全員の承諾書の提出及び所有権の移転の登記をお願いします。</p> <p>届出住宅が「入居者の募集が行われている家屋」（法第2条2号）の場合、入居者募集の広告など、<u>入居者募集をしていることを証する書類</u></p> <p>※広告の写し、不動産情報サイトの写しなど</p> <p>届出住宅が「隨時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」（法第2条3号）の場合、<u>隨時その所有者等の居住の用に供されていることを証する書類</u></p> <p>※届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート、届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復領収書や高速道路の領収書の写し、届出住宅の公共料金等が届出者に請求されていることを証する書類など</p> <p>次の事項を含む<u>図面</u></p> <p>①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置</p> <p>②住宅の間取り及び出入り口</p> <p>③各階の別</p> <p>④居室、宿泊室、宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積</p> <p>⑤安全措置の内容（非常用照明器具の位置等）</p> <p>※「民泊安全措置の手引き」（観光庁ホームページ）を参照してください。</p> <p>安全措置のチェックリスト</p> <p>届出者が賃借人である場合、賃貸人（共有者全員）が住宅宿泊事業に供することを目的とした<u>賃借物の転貸を承諾したことを証する書面</u></p>	

※賃貸借契約書の写し若しくは承諾書等	
届出者が転借人である場合、賃貸人（共有者全員）及び転貸人が住宅宿泊事業に供することを目的とした <u>転借物の転貸を承諾したことを証する書面</u>	
※賃貸借契約書の写し若しくは承諾書等	
マンションなど、複数の所有者が存する建物の場合は、 <u>専有部分の用途に関する規約の写し</u>	
規約に住宅宿泊事業を営むことに関する定めが無い場合は、 <u>管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類</u>	
「 <u>住宅宿泊管理業者から交付された書面</u> 」の写し（法第34条に基づく書面。住宅管理業者に管理を委託する場合のみ添付が必要）	
届出者と住宅宿泊管理業者が同一の場合は、その管理体制を説明する書類	
届出者が <u>次格事項に該当しないことを誓約する書面</u>	
「 <u>消防法令適合通知書</u> 」の写し	
届出住宅の場所を示す <u>位置図</u>	
周辺地域への生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を宿泊者に説明する書類等（日本語と外国語の各1部）	
<u>周辺住民等へ説明を行ったことを記録した書類の写し</u>	
<u>個人情報等の取扱いについて確認した書類</u>	
<u>添付書類チェックリスト（本票）</u>	

注1：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない物に該当しない旨の市町村の長の証明書（市町村によって名称が「身元証明書」や「証明書」等の場合があります。各市町村の窓口にお問い合わせください。）

注2：法定代理人については、届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に限る。